

公益財団法人 全日本空手道連盟

付属機関・技術資格に関する諸規程

公益財団法人 全日本空手道連盟
附属機関・技術資格に関する諸規程

《附属機関に関する規程》

- [1 中央技術委員会規程](#)
- [2 審判委員会規程](#)
- [3 強化委員会規程](#)
- [4 会員制度普及委員会規程](#)
- [5 倫理委員会規程](#)
- [6 女性委員会規程](#)

《技術資格に関する規程》

- [7 資格審査規程](#)
- [8 公認段位規程](#)
- [9 公認少年段位規程](#)
- [10 公認称号規程](#)
- [11 推薦段位規程](#)
- [12 名誉段位規程](#)
- [13 公認審判員規程](#)
- [14 公認スポーツ指導者規程](#)
- [15 公認級位規程](#)

1 中央技術委員会規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

中央技術委員会規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 公益財団法人全日本空手道連盟(以下「連盟」という)は、連盟規約第19条の規定に基づき、空手道の伝統技術の継承のための段位・指導の資格付与及び育成に関する事業の有効かつ円滑な運営を図るための中央技術委員会(以下「委員会」という)を設置する。
2. この規程は、連盟規約第20条の規定により、前項の委員会の運営について定めることにする。

第2章 事業

(事業)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業に関して審議し理事会の承認を得てこれを処理する。
- (1) 資格審査に関すること
 - (2) 段位に関すること
 - (3) 指導に関すること
 - (4) その他委員会の目的達成に必要なこと

(業務の内容)

- 第3条 前条の事業の内容は次のとおりとする。
- (1) 資格審査に関する業務
 - ① 資格審査員の技術研修
 - ② 資格審査規程の整備
 - ③ 資格審査員名簿の整備
 - ④ その他必要と認める業務
 - (2) 段位に関する業務

- ① 公認段位規程、公認称号規程、推薦段位規程及び
名誉段位規程の整備
- ② 段位取得者名簿の整備
- ③ その他必要と認める業務
- (3) 指導に関する業務
 - ① 形の研究
 - ② 公認スポーツ指導者の講習会の実施
 - ③ 公認スポーツ指導者規程の整備
 - ④ 公認スポーツ指導者名簿の整備
 - ⑤ その他必要と認める業務
- (4) その他委員会の目的達成に必要なこと
 - ① 競技規定の改訂に係る検討・調整
 - ② その他必要と認める業務

(技術資格に関する規程)

第4条 資格審査、段位及び指導等の技術資格に関する規程は別に定める。

第3章 構成と職務

(委員)

第5条 委員会に、委員10名以内をおく。

(委員の選出)

第6条 委員は次のとおり選出し、会長が委嘱する。

- (1) 理事会が選出した理事1名
 - (2) 有資格者の中から適当と認められる者9名以内
2. 前項第2号に掲げる者の選考は理事会において行う。
3. 第1項第2号の「有資格者」は、公認7段以上を保有し全国審判員資格及び公益財団法人日本体育協会公認空手道上級コーチ以上の資格を有する70歳未満の者とする。
4. 前項の有資格者が任期中に満70歳の誕生日を迎えたとき、その年度終了まで任期を延長することができる。

(委員長及び副委員長の選出)

第7条 委員会に委員長及び副委員長各1名をおき、それぞれ委員の互選に

より選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し委員会を統括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(相談役)

第10条 理事会は、中央技術委員会に相談役を置くことができる。

2. 中央技術委員会に置く相談役は、9段及び1級資格審査員経験者の中から理事会で推薦し会長がこれを任命する。
3. 中央技術委員会に置く相談役は、必要ある場合に委員会の要請に応じ技術講習会に協力し諮問に応じる。

(事務長)

第11条 委員会に、事務長及び事務次長を置く。

2. 事務長及び事務次長は、委員長が選任する。
3. 事務長及び事務次長は、委員会の事務を処理し、事務次長は、事務長を補佐する。

第4章 会議

(委員会の招集)

第12条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員が委員会に出席できないときは、議決権を委任することが出来る。
4. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5. 委員会は、原則として年2回以上開催するものとする。

第5章 地域との連携

(地域との連携)

第13条 委員会は、地区協議会及び都道府県連盟の技術部門との連携を密にして、地域における技術に関する事業の推進を図るものとする。

第6章 補則

(理事会への報告)

第14条 委員会の決定事項は、理事会に報告しその議決をもって効力を発する。但し、軽易な事項及び緊急を要する事項については、理事会に代えて常任理事会をもってすることができる。なお、この場合においても理事会に対して事後の処理を行うものとする。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日より施行する。
2. この規程は平成24年12月7日より施行する。
3. この規程は平成25年6月1日より施行する。
4. この規程は平成27年5月16日から施行する。

2 審判委員会規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

審判委員会規程

第1章 総則

(設置)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟規約第19条の規定に基づき、理事会の附属機関として、審判委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、審判技術を高めることは空手道の普及振興に重要な役割であることを認識して、わが国及び世界の競技会において厳正にして正確な判定のできる高い技術と権威ある審判員を育成することを目的とし、併せて選手強化委員会に協力し競技力の向上に寄与することとする。

第2章 事業

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事業に関して審議し理事会の了承を得てこれを処理する。

- (1) 公認審判員(組手・形)の資格審査会及び講習会の開催
- (2) 審判技術に関する調査研究
- (3) 公認審判員規程の整備
- (4) 全国審判員及び国際審判員名簿の整備
- (5) 選手強化委員会への協力
- (6) 競技規定の改訂に係る検討・調整
- (7) その他委員会の目的達成に必要な事業

第3章 構成及び職務

(委員会の構成)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長を含め10名以内とし、次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 8名以内

(委員の選出)

第5条 委員は、次の各号を満たす者の中から選出し、会長が委嘱する。

- (1) 審判技術の向上についての豊富な知識と卓越した技術を備え、審判技術指導に優れた者とする。
- (2) 委員は、原則として国際審判員の資格を有する者とする。
- (3) 委員は、原則として公益財団法人日本体育協会公認空手道上級コーチ以上の資格を有する者で、満70歳未満の者とする。

(委員長及び副委員長の選出)

第6条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し委員会を統括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

- 2. 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3. 委員が任期中に満70歳の誕生日を迎えたとき、その年度終了まで任期を延長することができる。

(相談役)

第9条 理事会は、審判委員会に相談役を置くことができる。

2 審判委員会に置く相談役は、この法人の審判員委員会委員であった者及び

世界空手連盟などの国際的な組織における審判・役員経験者の中から理事会で推薦し、会長がこれを任命する。

(事務長及び事務次長)

第10条 事務長及び事務次長は、委員長が選任する。

2. 事務長は、委員会の事務を処理する。
3. 事務次長は、事務長を補佐する。

第4章 会議

(委員会の招集)

第11条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員が委員会に出席できないときは、議決権を委任することができる。
4. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 補則

(理事会への報告)

第12条 委員会の決定事項は、理事会に報告しその議決をもって効力を発する。但し、軽易な事項及び緊急を要する事項については、理事会に替えて常任理事会をもってすることができる。なお、この場合においても理事会に対して事後の処理を行うものとする。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日より施行する。
2. この規程は平成24年12月7日より施行する。
3. この規程は平成25年6月1日より施行する。
4. この規程は平成27年5月16日から施行する。

3 選手強化委員会規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

選手強化委員会規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 公益財団法人全日本空手道連盟(以下「連盟」という)は、連盟規約第19条の規定に基づき、全国の有望選手を育成強化し、競技力の向上を図り、各種の国際競技会において優秀な成果を期するため、選手強化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
2. この規程は、連盟規約第20条の規定により、前項の委員会の運営について定めるものにする。

第2章 事業

(事業)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業に関して審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。
- (1) 選手強化方針の決定
 - (2) 選手の育成強化
 - (3) 選手強化に関する調査研究
 - (4) 選手の健康管理
 - (5) その他委員会の目的達成に必要な事業

第3章 構成及び職務

(委員)

- 第3条 委員会に、以下のとおり委員をおく。ただし、理事会が必要と認めた場合は、若干名の増員を行なうことができる。

シニア担当	10名以内
ジュニア担当	5名以内
医科学担当	5名以内
事務担当	2名以内

(委員の選出)

第4条 委員は、次に掲げる者のなかから理事会において選出し、会長が委嘱する。

(1) 競技力向上についての豊富な知識と卓越した技術を備え、指導能力に優れた者。

2. 委員は、原則として、公益財団法人日本体育協会公認空手道上級コーチ以上の資格を有する者とする。

(委員長及び副委員長の選出)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し委員会を統括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(相談役)

第8条 理事会は、選手強化委員会に相談役を置くことができる。

2 選手強化委員会に置く相談役は、この法人の選手強化担当理事であった者及び世界空手連盟などの国際的な組織における技術関係の役員経験者の中から理事会で推薦し会長がこれを任命する。

(事務長及び事務次長)

第9条 委員会に、事務長及び事務次長をおく。

2. 事務長及び事務次長は、委員長が選任する。

3. 事務長は、委員会の事務を処理し、事務次長は、事務長を補佐する。

第4章 会議

(委員会の招集)

第10条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2. 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
3. 委員が委員会に出席できないときは、議決権を委任することが出来る。
4. 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 補則

(理事会への報告)

第11条 委員会の決定事項は、理事会に報告しその議決をもって効力を発する。但し軽易な事項及び緊急を要する事項については、理事会に変えて常任理事会をもってする子とができる。なお、この場合においても理事会に対して事後の処理を行うものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日より施行する。
2. この規程は平成24年12月7日より施行する。
3. この規程は平成25年6月1日より施行する。
4. この規程は平成27年5月16日から施行する。

4 会員制度普及委員会規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

会員制度普及委員会規程

(目的)

第1条 この委員会は、公益財団法人全日本空手道連盟の有機的機能を強化するとともに会員の増加を図る為、会員制度に関する企画、立案及び調査研究並びに情報交換等を積極的に行うことを目的とする。

(名称及び設置)

第2条 この委員会は、会員制度普及委員会と称し、公益財団法人全日本空手道連盟理事会の附属機関として設置する。

(組織)

第3条 この委員会は、委員長1名、副委員長2名及び委員若干名を持って構成する。

2. 委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し、会長が委嘱する。
3. 前項のほか別表に定めるブロックごとにその構成団体から委員を選任する。
4. 委員長、副委員長は委員のうちから互選により選任する。
5. 委員会の議長は委員長とし、委員長不在の時には、あらかじめ決められた順序で副委員長が代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、公益財団法人全日本空手道連盟の役員の任期に合わせ、再任を妨げないものとする。

2. 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は理事会の諮問に応じて次の基準により開催する。

- (1) 定期開催 原則として年2回全国の委員を召集し開催する。
- (2) 臨時開催 委員長が必要と認めた場合に必要な委員を指名し臨時に開催する。

(委任)

第6条 この委員会のもとに公益財団法人全日本空手道連盟を組織する各都道府県空手道連盟及び加盟競技団体に会員制度普及委員会を設置するものとする。

2. 名称は空手道連盟会員制度普及委員会に各都道府県名及び加盟競技団体名を冠するものとする。
3. 各都道府県空手道連盟及び加盟競技団体の委員会は、公益財団法人全日本空手道連盟会員制度の目的に添って、当該地域における会員制度ならびに公益財団法人全日本空手道連盟の会員制度の普及と確立のための運動を積極的に行うものとする。
4. 各都道府県空手道連盟及び加盟競技団体の委員会委員の定数及び活動要領等は、各都道府県空手道連盟及び加盟競技団体に一任する。
5. 各都道府県空手道連盟及び加盟競技団体の委員会委員の任期は2年とし再任を妨げない。

(顧問及び相談役)

第7条 理事会は、会員制度普及委員会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 会員制度普及委員会に置く顧問及び相談役は、理事会で推薦し会長がこれを任命する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
3. この規程は、平成27年5月16日から施行する。

(別 表)

ブロック名	構成団体	選出委員数
北海道地区		1名
東北地区	青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島	1名
関東地区	東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、山梨	8名
北信越地区	長野、新潟、富山、石川、福井	1名
東海地区	静岡、愛知、岐阜、三重	1名
近畿地区	京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀、和歌山	1名
中国地区	岡山、広島、山口、鳥取、島根	1名
四国地区	愛媛、香川、徳島、高知	1名
九州地区	福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄	1名
全日本実業団空手道連盟		1名
全日本学生空手道連盟		1名
全国高等学校体育連盟 空手道部		1名
全日本中学校空手道連盟		1名

5 倫理委員会規程

公益財団法人全日本空手道連盟

倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟(以下「本連盟」という。)理事会の議決に基づき、本連盟がわが国におけるアマチュア空手界を統括し、代表する団体として、その自覚と責任を持ち、本連盟関係者が一体となって、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、空手道の振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定める。

(所掌)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 本連盟及び本連盟役職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本連盟倫理規程第2条に規定する本連盟関係者について、本連盟の定款、規約、関係規程の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を理事会へ報告すること。

(委員)

第3条 委員は、本連盟理事、本連盟加盟団体役員及び学識経験者のうちから理事会が選任し、会長が依嘱する。

2. 委員は、7名以内とする。
3. 委員のうち、本連盟理事は過半数を超えてはならない。
4. 委員の任期は、依嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
5. 委員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2. 委員長は議長となり、会務を総括する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 会議を招集するときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
3. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。
4. 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
5. 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。
6. 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。また当該本連盟関係者から、文書又は口頭による説明、若しくは関係資料の提出を求めることができる。
7. 委員会は、原則として非公開とする。

(審議結果の報告)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 委員会は、審議の経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程は、平成24年12月7日から施行する。

6 女性委員会規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

女性委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟(以下「本連盟」という。)規約第20条の規定に基づき、女性委員会(以下「委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌)

第2条 委員会は、次の各号を所掌する。

- (1) 女性指導者の育成に関わること。
- (2) 女性競技者の育成に関わること。
- (3) 空手道の女性への普及・振興に関わること。
- (4) 女性指導者等に係る講習会、研修会等の開催に関わること。
- (5) その他

(委員)

第3条 委員は、本連盟会員及び学識経験者のうちから理事会が選任し、会長が委嘱する。

2. 委員は、8名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2. 委員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長1名、及び必要に応じ副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2. 委員長は議長となり、会務を総括する。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長が予め指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の

委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、本連盟の請求に基づき委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員の3分の2以上の請求が本連盟にあった場合、本連盟はただちに委員長に会議の招集を請求しなければならない。
3. 会議を招集するときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。
4. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。ただし、書面をもってあらかじめ委任状を提出した委員は、出席者とみなす。
5. 委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(理事会への報告)

第9条 委員会の決定事項は理事会に報告しその議決をもって効力を発する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、平成25年12月6日から施行する。

7 資格審査規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

資格審査規程

この規程は中央技術委員会規程、第2章第4条に基づき制定する。

(構成)

第1条 個人有資格者の中より選任された資格審査員1級、2級、3級全員で構成される。

(所管)

第2条 連盟より委嘱を受けた資格審査員はそれぞれの資格審査会の審査員として当該公認資格の審査を行う。

(任命)

第3条 資格審査員の任命は、次の各号による。

(1) 1級資格審査員

1級資格審査員は公認8段を取得し満60歳以上で保有資格を満たしている者の中より常任理事会で審査し、会長が任命する。

(2) 2級資格審査員

2級資格審査員は公認7段取得後2年を経て満50歳以上で保有資格を満たしている者の中より常任理事会で審査し、会長が任命する。

(3) 3級資格審査員

3級資格審査員は公認5段取得後原則として2年を経て満40歳以上で保有資格を満たしている者の中より都道府県連盟又は競技団体の会長が推薦し、常任理事会で審査し会長が任命する。

(審査員の任期)

第4条 資格審査員の任期は2年とする。

(定年)

第5条 資格審査員の定年は、満70歳とする。ただし、任期中に定年を迎えた時は、その年度終了まで任期を延長することができる。

2. 前項によらず資格審査会の運営に支障があると常任理事会が判断する場合は、原則として満72歳を越えない1級資格審査員経験者を特任審査員として任命することができる。

(審査員の任命)

第6条 各資格審査会の資格審査員の数は5名から7名とする。

2. 各資格審査会に審査長1名を置く。
3. 各資格審査会の審査長及び資格審査員の委嘱は、常任理事会で選出し、専務理事が任命する。

(審査範囲)

第7条 資格審査員の保有資格及び審査範囲は別表のとおりとする。

(審査科目)

第8条 原則として各資格審査会の科目は実技、筆記の2科目とする。

(判定会議)

第9条 判定会議は原則として資格審査会終了後技術の合否を決定しなければならない。

2. 審査長は判定会議終了後技術資格の合格者名簿を中央技術委員会、常任理事会に提出しなければならない。

(立会人)

第10条 中央に於ける資格審査会に立会人2名以内を置く。

2. 立会人は理事会より推薦された者とする。
3. 立会人は実技審査終了後の判定会議において、審査長より意見を求められたとき意見を述べることができる。

(規程の改正)

第11条 この規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月2日から施行する。
3. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
4. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
6. この規程は、平成28年5月14日から施行する。

別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）

区分	保有資格			指導者資格・称号
	審査範囲			
一級資格審査員	保有資格	公認8段以上	全国審判員(組手、形)	公益財団法人日本体育協会公認 空手道上級コーチ 範士
	審査範囲	初段から8段まで	全国審判員(組手、形) 地区審判員(組手、形) 都道府県審判員(組手、形)	
二級資格審査員	保有資格	公認7段以上	全国審判員(組手、形)	公益財団法人日本体育協会公認 空手道上級コーチ 教士
	審査範囲	初段から5段まで	全国審判員(組手、形) 地区審判員(組手、形) 都道府県審判員(組手、形)	
三級資格審査員	保有資格	公認5段以上	地区審判員(組手・形)以上	公益財団法人日本体育協会公認 空手道コーチ以上 錬士
	審査範囲	初段から3段まで	都道府県審判員(組手、形)	

8 公認段位規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認段位規程

この規程は、中央技術委員会規程、第2章第4条に基づき制定する。

(段位の段階)

第1条 公認段位は、初段から10段までとする。

(制度)

第2条 初段から8段までは、試験制度とする。

2. 前項によらず、以下の要件を満たす者には特別昇段制度とすることができる。

(1)世界空手道選手権大会・オリンピック委員会主催の競技会・全日本空手道選手権大会における個人優勝者のうち、常任理事会で認められた者。但し、この特別昇段による段位を取得する者は5段位を上限とし、第14条別表の取得年齢に達したものでなければならない。

(2)本連盟が指定する講習会を受講し、公認段位認定証を授与された者。但し、この特別昇段による段位を取得する者は2段位を上限とし、第14条別表の取得年齢に達したものでなければならない。

3. 9段及び10段は、特別推薦制度とする。

(段位の追授)

第3条 連盟は、特別に功績のあった者が死亡した際、その直後に、名誉段位規程に基づき、会長の承認を経て段位を追授することができる。

(技術資格の付与)

第4条 公認段位保持者は、他の技術資格を取得することができる。

(9段、10段)

第5条 9段及び10段の特別推薦は、必要に応じ特別選考委員会で審議し(但し当該者を除く)、理事会の議を経て会長がこれを授与する。

(特別推薦制度の選考基準)

第6条 第2条第3項による選考は第14条別表の受審基準を満たす者のうちから以下の各号に該当する者に対して行う。

(1) 人格見識共に優れ、空手界の普及発展に多大な功績がある者及び本連盟傘下全国組織を代表して多大な功績があると認められる者

(2) 空手道を通しての国際貢献・社会貢献・行政貢献・学術貢献の高い業績を有する者

(特別選考委員会)

第7条 特別選考委員会は、専務理事が召集する。

2. 特別選考委員は7名で構成する。

3. 会議の成立は、委任を含め現在数の3分の2以上とし、議決は出席者の過半数とする。

(特別選考委員の選任)

第8条 特別選考委員の選任は、理事会において行い、会長が委嘱する。

(特別選考委員の任期)

第9条 特別選考委員の任期は、1年とする。

(段位証書)

第10条 公認段位は、この規程に定める審査を経て、その資格を取得した者に対し、会長名の段位証書を授与する。

(審査会の実施)

第11条 初段から3段までは、各都道府県連盟及び競技団体において、原則として同一年度3回を限度として審査会を実施することができる。

2. 4段及び5段は、地区協議会又は競技団体において年1回審査会を実施することができる。但し、地区協議会又は競技団体で、独自の段位を発行している団体は審査会を実施することができない。

3. 6段以上は、年1回実施することを原則とし、日時、場所、その他必要な事項は、あらかじめ連盟より公告又は通知する。

(協力団体の段位の移行)

第12条 第14条に規定する要件を満たし、連盟規約第5条第2項に定められた協力団体の3段以下の段位保持者は、公認の同段位に移行することができる。

2. 公認段位への移行を行なうとき、第17条第2項に規定する登録料を支払わなければならない。

3. 公認段位への移行の申請は、連盟規約第5条第2項に定められた協力団体が、本連盟が別に定める申請書を用いて、これを行なうものとする。
4. 前項の申請期日をもって段位証書の発行日とする。
5. 申請書には、連盟が選任した3級資格審査委員以上の5名の署名(自署に限る)及び捺印を必要とする。

(審査員)

- 第13条 初段から3段までの審査は、各都道府県連盟、競技団体が選任した3級資格審査員以上5名により審査することができる。
2. 4段及び5段の審査は、専務理事が任命した2級資格審査員及び1名の1級資格審査員により行うものとする。
 3. 6段から8段までの審査は、専務理事が任命した1級資格審査員により行うものとする。
 4. 9段及び10段の審査は、第5条に基づく。

(受審者の資格基準)

- 第14条 段位の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、別表に掲げる要件を満たす者でなければならない。
2. 4段及び5段を受審できる回数は同一年度1回とする。

(受審の申請)

- 第15条 段位の申請を受けようとする者は、所属団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。
2. 前項の申請書の様式は、別に定める。

(審査の試験科目)

- 第16条 審査の試験科目は、以下の各号とする。但し、得意形は全空連得意形リストから選ぶものとする。

(1) 実技試験

- ① 初段は指定形1つと自由組手を行う。2段、3段は、形(指定形、得意形)2つと自由組手を行う。なお、受審者に配慮すべき理由があると認められる場合は、自由組手に替えて約束組手を行うことができる。
- ② 4段及び5段は形(指定形、得意形)2つと自由組手を行う。なお、受審者に配慮すべき理由があると認められる場合は、自由組手に替えて約束組手を行うことができる。
- ③ 6段は形(指定形、得意形)2つと自由組手を行う。なお、受審者に

配慮すべき理由があると認められる場合は、自由組手に替えて約束組手を行うことができる。

- ④ 7段は形2つを行う。なお、形の分解と応用を行うことがある。
- ⑤ 8段は、形2つを行う。

(2) 筆記試験

- ① 6段以上は筆記試験を行なう。
- ② 8段は論文試験とする。
- ③ 初段から5段は筆記試験を行なうことができる。

(審査料及び登録料)

第17条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

- 2. 合格者は本連盟が指定する期日までに段位登録料を納入しなければならない。
- 3. 前項の金額については、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(罰則)

第18条 段位取得後、経歴詐称、不当行為その他公認資格者にふさわしくない行為のあった場合は、常任理事会において審理し処置する。

(規程の改正)

第19条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成24年6月2日から施行する。
- 3. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
- 4. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 5. この規程は、平成26年5月28日から施行する。但し、第16条第1号②③の改正規定は平成27年4月1日から施行する。
- 6. この規程は、平成27年5月16日から施行する。
- 7. この規程は、平成28年5月14日から施行する。
- 8. この規程は、平成28年12月9日から施行する。

別表（第14条関係 受審者の資格基準）

受 審 段	受 審 基 準	年 齢
初 段	1 級 取 得 者	[満15歳以上]
2 段	初 段 取 得 後 1 年 以 上	かつ [義務教育を 修了した者]
3 段	2 段 取 得 後 1 年 以 上	[満18歳以上]
4 段	3 段 取 得 後 2 年 以 上	[満23歳以上]
5 段	4 段 取 得 後 3 年 以 上	[満26歳以上]
6 段	5 段 取 得 後 5 年 以 上	[満36歳以上]
7 段	6 段 取 得 後 6 年 以 上	[満43歳以上]
8 段	7 段 取 得 後 7 年 以 上	[満50歳以上]
9 段	8 段 取 得 後 9 年 以 上	[満70歳以上]
10 段	9 段 取 得 後 10 年 以 上	
海外日本人指導者の受審資格 海外で継続して10年以上指導し、会派の道歴保証か、居住国の連盟会長又はそれに準ずる者の道歴保証を提出し、中央技術委員会が認めた場合同段位を受審することができる。		

※段審査及び資格審査員等の受審基準の経過年数は、当該経過年数の満了日の30日前から認めることができる。

◇付録

A. 公認初段・2・3段位審査要領

1 審査の形式

形、組手の2種類の実技試験とする。形の審査から実施する。

段 位	形	組 手
初段位	指定形1つ	自由組手1試合
二段位	指定形1つと得意形1つ	自由組手2試合
三段位	指定形1つと得意形1つ	自由組手2試合

(注) 受審者に特段の事情がある場合は、実施団体が承認した場合のみ自由組手に替えて約束組手を実施することができる。申請を希望する受審者は、実施団体に段位受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

2 審査員等の構成

3級資格審査員以上5名とし、そのうち1名を審査長とする。各都道府県連盟、競技団体で資格審査員が5名に満たない場合は、所属する当該地区協議会又は全空連に審査員を派遣申請する。

3 実技試験の評価

(1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。

(2) 審査長は資格審査会終了後速やかに5人の審査員の得点の合計を算出し、得点の合計を算出し、下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	備 考
合 格	7点以上	
審議 (注)	6点	審査員で合否を再度審議し、過半数の合意が得られた場合は合格とする。
不合格	実技試験合計点が6点未満は不合格とする。	

(3) 立会人を置く場合は、審議に当たり、審査長は立会人の意見を求めることができる。

(4) 審査長は判定会議終了後合格者名簿を全空連に提出できるよう所定の事務処理を行う。

(5) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

4 実施上の留意点

- (1) 2段、3段審査の形は連続して演武する。
- (2) 得意形は、全空連空手競技規程の得意形リストに記載されているものとする。
- (3) 自由組手においてはマットを使用するなど安全面に十分配慮する。全空連指定メンホーなど安全具を使用してもよい。
- (4) 審査長が受審者に特段に配慮すべき理由があると認めた場合は、自由組手に代えて約束組手を実施することができる。
- (5) 自由組手における組手技術を円滑に審査するため、全国組手審判員又は地区組手審判員を活用する。
- (6) 自由組手の時間は審査長が評価に必要な時間を適宜確保し、ベルで終了を合図する。
- (7) 自由組手は年齢ができるだけ近いもの同士、男女別に実施することを原則とする。
- (8) 自由組手において罰則に該当する行為で対戦相手を負傷させた場合は、その取り扱いについて審査員で協議する。
- (9) 少年段位も一般段位の審査要領に準ずる。

B. 公認4・5段位の審査要領

1 審査の形式

- (1) 形、組手の2種類とする。形の審査から実施する。

段 位	形	組手
四段位	指定形1つと得意形1つ	自由組手2試合
五段位	指定形1つと得意形1つ	自由組手2試合

- (注) 受審者に特段の事情がある場合は、全空連が承認した場合のみ自由組手に替えて約束組手を実施することができる。申請を希望する受審者は、実施団体に段位受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

2 審査員等の構成

全空連から派遣された資格審査員5名（審査長は1級資格審査員）とする。

3 実技試験の評価

- (1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合評価する。
- (2) 資格審査会終了後速やかに5人の審査員の得点の合計を算出し、下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計
--	--------

合格	7点以上
不合格	実技試験が7点未満は不合格とする。

(3) 審査長は判定会議終了後合格者名簿を全空連に提出するための事務処理を行う。

(4) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

4 実施上の留意点

- (1) 得意形は、空手競技規程の得意形リストに記載されているものとする。
- (2) 組手の審査にあたっては、マットを使用するなど安全面には十分配慮する。
- (3) 自由組手は、年齢ができるだけ近いもの同士、男女別に実施することを原則とする。
- (4) 自由組手の審判員は安全確保のため、全国組手審判員又は地区組手審判員有資格者とする。
- (5) 形又は自由組手が特段に優れている受審者には、評価をつける際に配慮する。
- (6) 自由組手において罰則に該当する行為で対戦相手を負傷させた場合は、その取り扱いについて審査員で協議する。
- (7) 自由組手の時間は審査長が評価に必要な時間を確保しべルで終了時間を知らせる。

C. 公認6段位審査合否判定要領

1 審査の形式

(1) 実技試験（形、組手とし、形の審査から実施する。）

形	組手
指定形1つと得意形1つ	自由組手2試合

(注) 受審者に特段の事情があると全空連が認めた場合は、自由組手に替えて約束組手を行うことができる。申請を希望する受審者は、全空連に段位受審申請書を提出する際に、約束組手を希望する旨とその理由を記載した文書を提出する。併せて医師の診断書がある場合は添付する。

(2) 筆記試験

2 審査員の構成

全空連から指名された資格審査員7名とする。

3 実技試験の評価

- ①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合評価する。
- ②7人の審査員の総合判定の得点の合計を算出する。

4 筆記試験の配点

100点満点

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験	筆記試験
合格	11点以上	80点以上
合格	12点以上	79点から70点は実技試験の点数から1点を引く。
審議（注1）	10点	90点以上
不合格	実技試験が10点未満、あるいは筆記試験が70点未満の場合は不合格とする。	

（注1）審議にあたっては、審査長は立会人の意見を求めることができる。その後審査員で合否を再度審議し、審査員の過半数の合意が得られた場合は合格とする。

（注2）審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

6 実施上の留意点

- ① 得意形は、空手競技規定の全空連得意形リストに記載されているものとする。
- ② 自由組手は、年齢ができるだけ近いもの同士、男女別実施することを原則とする。
- ③ 形又は組手が特段に優れている受審者には、評価を付ける際に配慮する。
- ④ 自由組手において罰則に該当する行為で対戦相手を負傷させた場合は、その取扱いについて審査員で協議する。
- ⑤ 自由組手の時間は審査長が評価に必要な時間を確保しベルで終了時間を知らせる。

D. 公認7段位審査合否判定要領

1 審査の形式

(1) 実技試験

形2つを行う。形の分解と応用を行うことがある。

(注) 形は、空手競技規定の指定形リスト及び全空連得意形リストに記載されているものとする。

(2) 筆記試験

2 審査員の構成

全空連から指名された資格審査員7名とする。

3 実技試験の評価

- ① 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合評価する。
- ② 7人の審査員の総合判定の得点の合計を算出する。

4 筆記試験の配点

100点満点

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験	筆記試験
合格	11点以上	80点以上
合格	12点以上	79点から70点は実技試験の点数から1点を引く。
審議(注1)	10点	90点以上
不合格	実技試験が10点未満、あるいは筆記試験が70点未満の場合は不合格とする。	

(注1) 審議にあたっては、審査長は立会人の意見を求めることができる。その後審査員で合否を再度審議し、審査員の過半数の合意が得られた場合は合格とする。

(注2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

E. 公認8段位審査合否判定要領

1 審査の形式

(1) 実技試験

形2つを行う。形の分解と応用を行うことがある。

(注) 形は、空手競技規定の指定形リスト及び全空連得意形リストに記載されているものとする。

(2) 筆記試験

小論文

2 審査員の構成

全空連から指名された資格審査員7名とする。

3 実技試験の評価

- ① 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合評価する。
- ② 7人の審査員の総合判定の得点の合計を算出する。

4 筆記試験の評価

小論文の評価を「秀(90点以上)」、「優(80点台)」、「良(70点台)」、「不可(70点未満)」とする。

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験評価	筆記試験(小論文)評価
合格	11点以上	「秀」、「優」
合格	12点以上	「秀」、「優」、「良」
審議(注1)	10点	「秀」、「優」
不合格	実技試験が10点未満、あるいは筆記試験が「不可(70点未満)」の場合は不合格とする。	

(注1) 審議にあたっては、審査長は立会人の意見を求めることができる。その後審査員で合否を再度審議し、審査員の過半数の合意が得られた場合は合格とする。

(注2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

9 公認少年段位規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認少年段位規程

この規程は、中央技術委員会規程、第2章第4条に基づき制定する。

(少年段位の段階)

第1条 公認少年段位は、少年初段から少年2段までとする。

(制度)

第2条 少年初段から少年2段は、試験制度とする。

(少年段位証書)

第3条 公認少年段位は、この規程に定める審査を経て、その資格を取得した者に対し、少年部と明記された会長名の段位証書を授与する。

(少年段位審査会の実施)

第4条 少年初段から少年2段までは、各都道府県連盟及び競技団体において、必要に応じ、審査会を実施することができる。

2. 公認少年段位保持者は、公認段位規程の別表に定める条件を満たしたとき、公認段位の同段位に移行することができる。

(協力団体の段位の移行)

第5条 第7条に規定する要件を満たし、連盟規約第5条第2項に定められた協力団体の2段以下の段位保持者は、公認の少年の同段位に移行することができる。

2. 公認少年段位への移行を行なうとき、第10条第2項に規定する登録料を支払わなければならない。

3. 公認少年段位への移行の申請は、連盟規約第5条第2項に定められた協力団体が、本連盟が別に定める申請書を用いて、これを行なうものとする。

4. 前項の申請期日をもって段位証書の発行日とする。

5. 申請書には、連盟が選任した3級資格審査委員以上の5名の署名(自署に限る)及び捺印を必要とする。

(少年段位審査員)

第6条 少年初段から少年2段までの審査は、都道府県連盟及び競技団体が

選任した3級資格審査員以上5名により審査することができる。

(受審者の資格基準)

第7条 少年段位の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、別表に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(受審の申請)

第8条 段位の申請を受けようとする者は、各都道府県連盟、全国中学校空手道連盟又は協力団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は、別に定める。

(審査の科目)

第9条 審査の科目は、公認段位規程第16条に準ずる。

(審査料及び登録料)

第10条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

2. 合格者は本連盟が指定する期日までに段位登録料を納入しなければならない。

3. 前項の金額については、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(罰則)

第11条 段位取得後、経歴詐称、不当行為その他資格者にふさわしくない行為のあった場合は、常任理事会において審理し処置する。

(規程の改正)

第12条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
3. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
5. この規程は、平成28年5月14日から施行する。
6. この規程は、平成28年12月9日から施行する。

別表（第6条関係 受審者の資格基準）

受 審 段	受 審 基 準	年 齢
少 年 初 段	1 級 取 得 者	[満15歳未満] 又は
少 年 2 段	少年初段取得後1年以上	[義務教育を修了 していない者]

※段審査及び資格審査員等の受審基準の経過年数は、当該経過年数の満了日の30日前から認めることができる。

10 公認称号規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認称号規程

この規程は、中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

(目的)

第1条 この規程は、連盟の普及発展のために、功績のあった者に、公認称号を贈ることを目的とする。

(称号の名称及び段階)

第2条 称号は全空連錬士、全空連教士、全空連範士の3段階とする。

(称号の授与)

第3条 称号は、会長推薦並びに都道府県連盟、競技団体及び協力団体の会長の推薦に基づき、常任理事会の審査を得て会長がこれを授与する。

(称号証書)

第4条 称号はこの規程に定める審査を経て、その資格を取得した者に対し、会長名の称号証書を授与する。

(申請資格)

第5条 称号の申請対象者は、次の資格を有しなければならない。
2. 連盟の会員登録者で公認段位を有し、別表に掲げる要件を満たす者。

(申請手続)

第6条 称号の申請対象者は、本連盟、都道府県連盟、競技団体及び協力団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。
2. 前項の申請書の様式は、別に定める。

(審査時期と方法)

第7条 称号審査会は、原則として年1回とし、時期については連盟より公告又は通達する。
2. 称号審査は、書類審査により行う。

(審査料及び登録料)

- 第8条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。
2. 合格者は、本連盟が指定する期日までに登録料を納入しなければならない。
 3. 審査料及び登録料の金額は、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(規程の改正)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月2日から施行する。
3. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
4. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
5. この規程は、平成28年12月9日から施行する。

別表(第5条関係受審者の資格基準)

称号	公認段位	取得年数及び資格	年齢	摘 要
錬 士	5 段 以上 取 得 後 1 年 以上	地区審判員(組手・形) 公益財団法人日本体育協会 公認空手道上級指導員以上	40 歳 以上	指導者として、斯道に功 績顕著であること。
教 士	6 段 以上 取 得 後 1 年 以上	錬士取得後1年以上 全国審判員(組手・形) 公益財団法人日本体育協会 公認空手道コーチ以上 全空連3級資格審査員以上	50 歳 以上	指導者として、斯道に功 績顕著であり、技能識見 を備わっていること。
範 士	8 段 以上 取 得 後	教士取得後1年以上 全国審判員(組手・形) 公益財団法人日本体育協会 公認空手道上級コーチ 全空連2級資格審査員以上	60 歳 以上	指導者として、徳操高 潔、識見高邁にして斯道 の範たること。

- (注) 1. 称号の取得は、錬士、教士、範士の段階をおって申請しなければならない。
2. 年齢は称号審査会の開催日を基準とする。

11 推薦段位規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

推薦段位規程

この規程は、中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

(目的)

第1条 この規程は、公認段位制度の普及発展のために、推薦段位制度について定める。

(段位の段階)

第2条 推薦段位は、4段から8段までとする。

(段位の授与)

第3条 推薦段位は、都道府県連盟、競技団体及び協力団体の会長の推薦に基づき、本連盟会長がこれを授与する。

2. 認証には、審査として筆記試験又は論文の提出を求めることがある。

(審議の対象)

第4条 推薦段位審議の対象は、過去に公認同段位受審実績のある者の中より選出する。

2. 推薦段位保持者は、上位の推薦段位を取得できない。

(段位証書)

第5条 段位証書の登録番号は、推第〇〇号と付す。

(受審資格)

第6条 推薦段位の受審資格は、本連盟会員登録者で、別表に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(推薦8段)

第7条 推薦8段は、年齢満65歳以上とし、人格、識見共に高く、現在空手界の指導育成に多大の貢献をしたと認められる者。

(推薦7段)

第8条 推薦7段は、年齢満55歳以上とし、現在空手界の指導育成に尽力

し、識見ありと認められる者。

(推薦6段)

第9条 推薦6段は、年齢満45歳以上とし、現在空手界の指導育成に尽力し、指導者としてふさわしいと認められる者。

(推薦5段)

第10条 推薦5段は、年齢満40歳以上とし、現在空手界の指導育成に努力し、且つ自らも技術の向上に努めていると認められる者。

(推薦4段)

第11条 推薦4段は、年齢満35歳以上とし、現在空手界の指導育成に努力し、且つ自らも技術の向上に努め将来性があると認められる者。

(技術資格の付与)

第12条 推薦段位保持者は、他の技術の資格を取得できない。ただし、推薦段位取得までに所持している資格の保持は認める。

(公認段位への受審)

第13条 推薦段位保持者が、公認段位を受審する場合は、必ず自己の保持する推薦段位と同段位の公認段位を受審しなければならない。

(審査時期)

第14条 推薦段位の認証の審議は、原則として年1回とし、時期については連盟より公告又は通知する。

(手続)

第15条 受審の手続きは、連盟所定の様式による。

(審査料及び登録料)

- 第16条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。
2. 合格者は本連盟が指定する期日までに段位登録料を納入しなければならない。
 3. 審査料及び登録料の金額は、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(規程の改正)

第17条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成24年12月7日より施行する。
3. この規程は、平成26年5月29日より施行する。
4. この規程は、平成28年12月9日より施行する。

別表(第6条関係 受審資格)

推薦段位	推薦段位受審資格	年 齢
8段	受審実績5回以上の者	満65歳以上
7段	受審実績4回以上の者	満55歳以上
6段		満45歳以上
5段	受審実績3回以上の者	満40歳以上
4段		満35歳以上

12 名誉段位規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

名誉段位規程

この規程は、中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

(目的)

第1条 この規程は、連盟の普及発展のために、功績のあった者に、名誉段位を贈ることを目的とする。

(段位の段階)

第2条 名誉段位は、3段から10段までとする。

(段位の授与)

第3条 名誉段位は、本連盟会長推薦並びに都道府県連盟、競技団体及び協力団体の会長の推薦に基づき、理事会の議を経て会長がこれを授与する。

2. 連盟規約第12条第1項に規定する名誉段位の授与は、理事会の推薦を経て会長がこれを授与する。

(段位証書)

第4条 段位証書の登録番号は、名誉第〇〇号と付す。

(受審時期)

第5条 名誉段位の認証審議は、原則として年1回とし、時期については、連盟より公告又は通知する。

(審査料及び登録料)

第6条 審査料及び登録料は、無料とする。

(規程の改正)

第7条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。
2. この規程は、平成26年5月28日より施行する。

13 公認審判員規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認審判員規程

この規程は、中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

第1章 公認組手審判員

(区分)

第1条 公認組手審判員は、次の通り区分する。

- (1) 全国組手審判員 A級、B級、C級
- (2) 地区組手審判員 A級、B級、C級
- (3) 都道府県組手審判員 A級、B級

2. 前項において、上位は下位を兼ねることができる。

(資格)

第2条 全国組手審判員、地区組手審判員及び都道府県組手審判員は、別表1に掲げる資格基準に基づき、それぞれの公式競技において、審判員の資格を有する。

(資格の有効期間)

第3条 全国組手審判員、地区組手審判員及び都道府県組手審判員の有効期間は、資格取得の次年度から3年後の3月31日までとする。

(資格の更新)

第4条 全国組手審判員の資格の更新は、その有効期限内に連盟又は所属する地区協議会が指定する更新講習会に出席、受講することをもってこれを行なう。

2. 地区組手審判員の資格の更新は、その有効期限内に所属する地区協議会が指定する講習会に出席、受講することをもってこれを行なう。

3. 都道府県組手審判員の資格の更新は、その有効期限内に所属する都道府県連盟が指定する講習会に出席、受講することをもってこれを行なう。

4. やむを得ない事情により、第1項及び第2項において所属する地区協議会

で更新講習会を受講できない場合、他の地区協議会で資格の更新を行なうことができる。ただし、所属する地区協議会及び受講する地区協議会で事前に承諾を得なければならない。

(資格の失効)

第5条 以下の各号に当てはまる場合、組手審判員の資格を失う。

- (1) 会員規程第6条により会員の資格を喪失した場合
- (2) 任期中に第4条に定める更新を行なわなかった場合
- (3) 連盟規約第15条に規定する懲戒処分のうち、除名、資格剥奪の処分を受けた場合

2. 前項第2号で資格を失った場合、以下の各号の通り資格を格下げする。

- (1) 全国組手審判員は地区組手審判員とする。ただし、第4条別表1の審判歴にかかわらず、地区組手審判員講習を1回以上受講した後に全国組手審判員受審の資格を得る。
- (2) 地区組手審判員は都道府県組手審判員とする。ただし、第4条別表1の審判歴にかかわらず、都道府県組手審判員講習を1回以上受講した後に地区組手審判員受審の資格を得る。

(審査会の実施)

第6条 全国組手審判員及び地区組手審判員の審査会は、毎年1回実施することを原則とし、日時、場所、その他必要事項をあらかじめ本連盟および地区協議会より公告又は通知する。

2. 都道府県組手審判員の審査会は、別に定める都道府県組手審判員審査要領に基づき当該都道府県連盟が行なう。

(競技団体審判員資格の移行)

第7条 公認組手審判員規程別表1に規定する都道府県組手審判員の要件を満たし、都道府県組手審判員審査要領に準じて実施した、連盟規約第4条第2項に定められた競技団体の審判員資格は、公認の都道府県審判員に移行することができる。

2. 都道府県組手審判員への移行を行うとき、第12条2項に規定する登録料を支払わなければならない。

3. 都道府県審判員への移行の申請は、連盟規約第4条第2項に定められた前項の申請期日をもって審判員資格の発行日とする。

4. 申請書には、連盟が選任した3級資格審査員以上の5名の署名（自署に限る）及び捺印を必要とする。

5. 都道府県組手審判員の資格の更新は、その有効期限内に所属する競技団体

が指定する講習会に出席、受講することをもってこれを行うことができる。

(審査員)

第8条 全国組手審判員及び地区組手審判員の審査は、すべて本連盟より選任された資格審査員7名又は5名により行う。

2. 都道府県組手審判員の審査は、資格審査規程第6条第3項にかかわらず、当該都道府県連盟により選任された資格審査員5名により行う。

(受審者の資格基準)

第9条 全国組手審判員、地区組手審判員及び都道府県組手審判員の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、別表1に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(受審の申請)

第10条 全国組手審判員及び地区組手審判員の審査を受けようとする者は、各都道府県連盟、競技団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は別に定める。

3. 都道府県組手審判員の審査を受けようとする者は、当該都道府県連盟の定めによる。

(審査の科目)

第11条 審査の科目は、実技試験並びに筆記試験を行うものとする。

(審査料及び登録料)

第12条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

2. 合格者は、本連盟が指定する期日までに登録料を納入しなければならない。

3. 審査料及び登録料の金額は、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

4. 都道府県組手審判員の審査料及び登録料（全空連登録料を含む。）は、当該都道府県連盟で定める。

(委嘱)

第13条 地区及び都道府県で行われる競技の組手審判員について、当該地区内に有資格者が不足の場合は、他に委嘱することができる。

(講習会)

第14条 第1条に規定する組手審判員は、本連盟及び地区協議会又は当該

都道府県連盟が指定する講習を受けなければならない。

(定年)

第15条 公認組手審判員の定年は、満65歳とする。但し、満65歳定年後も更新できるものとする。

2. 全空連、地区協議会又は都道府県連盟(区郡市連盟を含む。)の主催する競技会において、当該主催者が認める場合、定年を越えても監査並びに審判員を委嘱することができる。ただし、全日本空手道選手権大会及び国民体育大会空手道競技会を除くものとする。

第2章 公認形審判員

(区分)

第16条 公認形審判員は、次の通り区分する。

- (1) 全国形審判員
- (2) 地区形審判員
- (3) 都道府県形審判員

2. 前項において、上位は下位を兼ねることができる。

(資格)

第17条 全国形審判員、地区形審判員及び都道府県形審判員は、別表2に掲げる資格基準に基づき、それぞれ全国的、地区的規模あるいは都道府県規模で行われる公式競技において、形審判員の資格を有する。

(資格の有効期間)

第18条 全国形審判員、地区形審判員及び都道府県形審判員の有効期間は、資格取得の次年度から3年後の3月31日までとする。

(資格の更新)

第19条 全国形審判員の資格の更新は、その有効期限内に本連盟が指定する更新講習会に出席、受講することをもってこれを行なう。

2. 地区形審判員の資格の更新は、その有効期限内に所属する地区協議会が指定する講習会に出席、受講することをもってこれを行なう。

3. 都道府県形審判員の資格の更新は、その有効期限内に所属する都道府県連盟が指定する講習会に出席、受講することをもってこれを行なう。

4. やむを得ない事情により、第2項において所属する地区協議会で更新講習会を受講できない場合、他の地区協議会で資格の更新を行なうことができる。ただし、所属する地区協議会及び受講する地区協議会で事前に承諾を得なければならない。

(資格の失効)

第20条 以下の各号に当てはまる場合、形審判員の資格を失う。

- (1) 会員規程第6条により会員の資格を喪失した場合
- (2) 任期中に第18条に定める更新を行なわなかった場合
- (3) 連盟規約第15条に規定する懲戒処分のうち、除名、資格剥奪の処分を受けた場合

2. 前項第2号で資格を失った場合、以下の各号の通り資格を格下げする。

- (1) 全国形審判員は地区形審判員とする。ただし、第4条別表2の審判歴にかかわらず、地区形審判員講習を1回以上受講した後に全国形審判員受審の資格を得る。
- (2) 地区形審判員は都道府県形審判員とする。ただし、第4条別表2の審判歴にかかわらず、都道府県形審判員講習を1回以上受講した後に地区形審判員受審の資格を得る。

(審査会の実施)

第21条 全国形審判員及び地区形審判員の講習会、審査会は毎年1回実施することを原則とし、日時、場所、その他必要事項をあらかじめ本連盟及び地区協議会より公告又は通知する。

2. 都道府県形審判員の審査会は、別に定める都道府県形審判員審査要領に基づき当該都道府県連盟が行う。
3. 前項にかかわらず、当該都道府県連盟で審査会の実施が困難な場合は、当該地区協議会に所属する都道府県連盟との合同開催又は地区協議会で実施することができる。

(競技団体審判員資格の移行)

第22条 公認形審判員規程別表2に規定する都道府県形審判員の要件を満たし、都道府県形審判員審査要領に準じて実施した、連盟規約第4条第2項に定められた競技団体の審判員資格は、公認の都道府県審判員に移行することができる。

2. 都道府県形審判員への移行を行うとき、第27条2項に規定する登録料を支払わなければならない。
3. 都道府県審判員への移行の申請は、連盟規約第4条第2項に定められた前

項の申請期日をもって審判員資格の発行日とする。

4. 申請書には、連盟が選任した3級資格審査員以上の5名の署名（自署に限る）及び捺印を必要とする。
5. 都道府県形審判員の資格の更新は、その有効期限内に所属する競技団体が指定する講習会に出席、受講することをもってこれを行うことができる。

(審査員)

第23条 全国形審判員及び地区形審判員の審査は、すべて連盟より委託を受けた資格審査員により行う。

- 2 都道府県形審判員の審査は、資格審査員規程第6条第3項にかかわらず、当該連盟より選任された3級資格審査員以上4名と2級資格審査員以上の審査長1名により行う。ただし、当分の間、3級資格審査員5名で審査を行うことができる。

(受審者の資格基準)

第24条 全国形審判員、地区形審判員及び都道府県形審判員の審査を受けるためには、連盟会員登録者で、別表2に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(受審の申請)

第25条 全国形審判員及び地区形審判員の審査を受けようとする者は、各都道府県連盟、競技団体を通じて、所定の申請書を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は別に定める。
3. 都道府県形審判員の審査を受けようとする者は、当該都道府県連盟の定めによる。

(審査の科目)

第26条 審査の科目は、実技試験並びに筆記試験を行うものとする。

(審査料及び登録料)

第27条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

2. 合格者は、本連盟が指定する期日までに登録料を納入しなければならない。
3. 審査料及び登録料の金額は、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。
4. 都道府県形審判員の審査料及び登録料（全空連登録料を含む。）は、当該都道府県連盟で定める。

(委嘱)

第28条 地区又は都道府県で行われる競技の形審判員について、当該地区内に有資格者が不足の場合は、他に委嘱することができる。

(講習会)

第29条 第16条に規定する形審判員は、連盟及び地区協議会又は当該都道府県連盟が指定する講習を受講しなければならない。

(定年)

第30条 公認形審判員の定年は、満65歳とする。但し、満65歳定年後も更新できるものとする。

2. 全空連、地区協議会又は都道府県連盟(区郡市連盟を含む。)の主催する競技会において、当該主催者が認める場合、定年を越えても審判員を委嘱することができる。ただし、全日本空手道選手権大会及び国民体育大会空手道競技会については、A級組手審判員を10回以上合格した者で常任理事会が認める場合、満70歳まで審判員を委嘱することができる。

第3章 雑 則

(規程の改正)

第31条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月2日から施行する。
3. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
4. この規程は、平成25年6月1日から施行する。
5. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
7. この規程は、平成26年12月5日から施行する。
8. この規程は、平成27年12月11日から施行する。
9. この規程は、平成28年5月14日から施行する。

別表 1

種 別	公認段位	技術資格	空手道歴	審判歴	年 齢	区分と資格	
全国組手 審判員	4 段以上	公認 空手道 指導員 以上	11 年以上	地 区 組 手 審判取得後 3 年 以 上	満 30 歳 以 上	A 級	当該年度の審査により認定された者。 全国規模の監査役、主審、副審。
						B 級	全国規模の副審、地区規模の監査役、主審、副審。
地区組手 審判員	3 段以上	公認 空手道 指導員 以上	8 年以上	都道府県組 手審判取得 後 2 年以上	満 27 歳 以 上	A 級	当該年度の審査により認定された者。 地区規模の監査役、主審、副審、都道府県の監査役。
						B 級	地区規模の副審。 都道府県の主審、副審。
都道府県 組手審判 員	3 段以上		7 年以上		満 25 歳 以 上	A 級	都道府県の主審
						B 級	都道府県の副審
C 級			全国組手審判員、地区組手審判員で、昭和 61 年以前に資格を取得し、推薦段位保持者並びに公認段位を保持しない者は、全国組手審判員 C 級、地区組手審判員 C 級とする。				

(注 1) 空手道歴は満 15 歳より数える。

(注 2) 平成 28 年度から全国組手審判員及び地区組手審判員取得者に日体協公認空手道指導員以上の資格保持を義務付ける。日体協スポーツ指導員以上の資格を所持していない全国組手審判員及び地区組手審判員取得者は該当資格の C 級に位置付ける。

(注 3) 上記注釈 2 における全国組手審判員 C 級は全国組手審判員 A 級を、地区組手審判員 C 級は全国組手審判員を受審できないものとする。

別表 2

種 別	公認段位	審 判 歴	技 術 資 格	年 齢
全国形審判員	6 段以上	地区形審判取得後 3 年以上	全国組手審判員のほか公益財団法人日本体育協会公認空手道コーチの資格保持者	満 40 歳以上
地区形審判員	5 段以上	都道府県形審判取得後 3 年以上	地区組手審判員のほか公益財団法人日本体育協会公認空手道上級指導員以上の資格保持者	満 35 歳以上
都道府県形審判員	4 段以上		地区組手審判員のほか公益財団法人日本体育協会公認空手道指導員以上の資格保持者	満 30 歳以上

◇付録(講習会・審査会要領等)

A. 都道府県組手審判員講習・審査会要領

1 講習の進め方

(1) 学科講習

- ①「空手競技規程（組手競技）及び「全国組手審判員講習会資料」の解説
- ②組手審判員の心構え

(2) 実技講習

- ①ジェスチャー、発声等
- ②組手審判実技（代表者による組手審判実技で講習することを含む）

2 試験方法

(1) 筆記試験

当該審査に当たる資格審査員が全空連作成の問題集の中より50問選び、組手審判員問題を作成する。筆記試験は50分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう主管団体が管理する。

(2) 実技試験

受審者が主審、副審を各1回は行えるようにする。

3 試験の採点方法

(1) 筆記試験

組手審判員用試験（100点満点）を採点する。

(2) 実技試験

①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。

②審査長は5人の審査員の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	筆記試験点数	留意点
合格	7点以上	80点以上	
合格	6点	90点以上	筆記試験点数を10点減点し 実技試験点数に1点加点する。
合格	10点以上	70点台	実技試験点数を3点減点し筆記 試験点数に10点加点する。
不合格	上記の基準に満たない者、実技試験が6点未満あるいは筆記試験が70点未満の者は不合格とする。		

5 その他

(1) 更新者は講習及び審判実技を受講することを原則とするが、講習のみとするこ
ともできる。

(2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員
は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除
いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

(3) 審査長は別紙の合格者名簿を全空連に提出しなければならない。

B. 地区組手審判員講習・審査会要領

1 講習の進め方

(1) 学科講習

①「空手競技規程（組手競技）」及び「全国組手審判員講習会資料」の解説

②組手審判員の心構え

(2) 実技講習

①ジェスチャー、発声等

②組手審判実技（代表者による組手審判実技で講習することを含む。）

2 試験方法

(1) 筆記試験

全日本空手道連盟作成の地区組手審判員用試験を50分で実施する。なお30分
経過すれば試験会場から退場することができるようにする。その際、筆記試験が
適正に実施できるよう主管団体が管理する。

(2) 実技試験

受審者が組手審判実技を主審、副審を最低1回行うようにする。

3 試験の採点方法

(1) 筆記試験

地区組手審判員用試験（100点満点）を採点する。

(2) 実技試験

①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、
総合判定する。

②審査長は5人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	筆記試験点数	留意点
合格	7 点以上	8 0 点以上	
合格	6 点	9 0 点以上	筆記試験点数を 1 0 点減点し実技試験点数に 1 点加点する。
合格	1 0 点以上	7 0 点台	実技試験点数を 3 点減点し筆記試験点数に 1 0 点加点する。
不合格	上記に該当しない者、実技試験が 6 点未満あるいは筆記試験が 7 0 点未満の者は不合格とする。		

5 その他

- (1) 審査長は、別の様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。
- (2) 更新者は講習及び審判実技を受講することを原則とするが、講習のみとすることもできる。
- (3) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

C. 全国組手審判員講習・審査会要領

1 講習の進め方

(1) 学科講習

- ①「空手競技規程（組手競技）」及び「全国組手審判員講習会資料」の解説
- ②組手審判員の心構え

(2) 実技講習

- ①ジェスチャー、発声等
- ②組手審判実技（代表者による組手審判実技で講習することを含む。）

2 試験方法

(1) 筆記試験

全日本空手道連盟作成の全国組手審判員用試験を 50 分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう管理する。

(2) 実技試験

受審者が組手審判実技を主審、副審を最低 2 回行うようにする。

3 試験の採点方法

(1) 筆記試験

全空連作成の全国組手審判員用試験（100点満点）を採点する。

(2) 実技試験

①各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。

②審査長は7人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	筆記試験点数	留意点
合格	11点以上	80点以上	
合格	10点	90点以上	筆記試験から10点減点し実技試験点数に1点加点する。
合格	14点以上	70点台	実技試験から3点減点し筆記試験点数に10点加点する。
不合格	上記に該当しない者、実技試験が10点未満あるいは筆記試験が70点未満の者は不合格とする。		

5 その他

(1) 審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。

(2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

(3) 更新者は講習及び審判実技を受講することを原則とするが、講習のみとすることもできる。

D. 全国組手審判員（A級ランク付）講習・審査会要領

1 講習の進め方

(1) 学科講習

全国組手審判員とおなじ

(2) 実技講習

全国組手審判員とおなじ

2 試験方法

実技試験とし、受審者が組手審判実技を主審、副審を最低2回行えるようにする。

3 試験の採点方法

(1) 各審査員は別紙審査判定表に基づき、評価が高い順に2点、1点、0点を付け、総合判定する。

(2) 7人の審査員の得点の合計を算出する。

4 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験合計点	留意点
合格	11点以上	
備考	10点	「A級補」として、全日本空手道選手権大会などに審判員として採用することもある。

5 その他

(1) 審査長は、別紙様式の合格者名簿を全空連中央技術委員会に提出しなければならない。

(2) 審査員の配偶者、父母、子、祖父母、孫又は兄弟姉妹が受審する場合は、審査員は当該受審者の審査はできない。その場合の実技点数の取扱いは、当該審査員を除いた審査員の実技点数の平均値を加えて合否を判定する。

E. 都道府県形審判員講習・審査会要領

1 審査員・講師の構成

3級資格審査員以上5名とし、審査長は2級資格審査員以上とする。審査員が基準数に満たない場合は、当該地区協議会に審査員を派遣申請する。

2 実施団体

都道府県形審査会の実施に当たっては、都道府県府県連盟、同一地区協議会内の他の都道府県連盟との合同開催又は当該地区協議会で実施することができる。

3 講習の進め方

(1) 学科講習

ア 「空手競技規程（形競技）」、「形審判の見方（判定基準）」、「形競技ルール補

足及び申し合わせ事項」の解説

イ 形審判員の心構え

(2) 実技講習

ア 形審判員の基本

「空手競技規程（形競技）」、「形競技ルール補足及び申し合わせ事項」等に基づいて、基本的な事項について指導する。

イ 形の評価

第1指定形8つにつき個々の演武者の演武に対し、講師より評価点を示し、基準点のあり方について適正な指導をする。

- ①講師、受講生は評価の基準点を6点（最低5点から最高7点）とし、0、0.5きざみで演武者の形を評価する。その際、同じ点数、同じ順位にならないようにする。
- ②講師より、技の細部にわたり、形のポイント、減点・加点箇所を指摘する。
- ③個々の形演武終了ごとに審査員同士で点数を整理する。
- ④受講生に点数を聞く。
- ⑤講師で整理した評価点を告げる。その際、留意点も告げる。
- ⑥最後に講師の評価点による演武者の順位を告げる。

4 試験方法

(1) 筆記試験

当該審査に当たる資格審査員が全空連作成の問題集の中より25問選び、都道府県形審判員問題を作成する。筆記試験は50分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう主管団体が管理する。

(2) 実技試験

受審者は各演武者が演武する実技講習の時と違う指定形8つに対して6点を基準点として評価し、順位を付ける。その際、同じ点数、同じ順位は使わないものとする。

5 試験の採点方法

(1) 筆記試験

都道府県形審判員用試験（100点満点）を採点する。

(2) 実技試験

- ①審査員5名の各演武者に対する評価点の平均値を求め、これを採点平均値とする。
- ②採点平均値を用いて演武者の順位を確定し、これを採点順位とする。
- ③6の合否判定に関する表を用いて採点する。

6 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験	加減点値	筆記試験	加減点値
採点方法			90点以上	1点加点
	採点平均値より上限、下限の幅が0.1以内の点数	なし	80点台	なし
	採点順位との差が1以内			
	採点平均値より上限、下限の幅が0.1を超える点数	1点減点	70点台	3点減点
	採点順位との差が2又は3			
	採点順位との差が4又は5	2点減点		
採点順位との順位差が6又は7	3点減点			
合格	実技と筆記の減点値の合計が4点以内は合格とする。			
不合格	実技と筆記の減点値の合計が5点以上は不合格とする。 筆記試験が70点未満は不合格とする。			

7 その他

- (1) 更新者は学科講習、実技講習を受講するものとする。
- (2) 主管団体においては、指定形を演武できる選手を8名用意する。
- (3) 審査長は別紙の合格者名簿を全空連に提出しなければならない。

F. 地区形審判員講習・審査要領

1 審査員・講師の構成

全空連専務理事が任命した2級資格審査員以上5名とし、審査長は1級資格審査員とする。

2 講習の進め方

(1) 学科講習

ア 「空手競技規程（形競技）」、「形審判の見方（判定基準）」、「形競技ルール補足及び申し合わせ事項」の解説

イ 形審判員の心構え

(2) 実技講習

ア 形審判員の基本

「空手競技規程（形競技）」、「形競技ルール補足及び申し合わせ事項」等に基づいて、基本的な事項について指導する。

イ 形の評価

第2指定形8つにつき個々の演武者の演武に対し、講師より評価点を示し、基準点のあり方について適正な指導をする。

- ①講師、受講生は評価の基準点を7点（最低6点から最高8点）とし、0、0.5きざみで演武者の形を評価する。
- ②担当講師より、技の細部にわたり、形のポイント、減点・加点箇所を指摘する。
空手道教範、指定形DVD、空手競技規程（形競技）、形審判の見方（判定基準）の基本的事項等に基づく。
- ③一人の形演武終了ごとに審査員同士で点数を整理する。
- ④受講生に点数を聞く。
- ⑤講師で整理した評価点を告げる。その際、留意点も告げる。
- ⑥講師の評価点による演武者の順位を告げる。

3 試験方法

（1）筆記試験

全日本空手道連盟作成の地区形審判員用試験(25問)を50分で実施する。その際、筆記試験が適正に実施できるよう主管団体が管理する。

（2）実技試験

受審者は各演武者が演武する実技講習の時と違う第2指定形8つを点数（7点を基準点）で評価し、順位を付ける。

4 試験の採点方法

（1）筆記試験

全空連作成の地区形審判員試験（100点満点）を採点する。

（2）実技試験

- ①審査員5名の各演武者に対する評価点の平均値を求め、これを採点平均値とする。
- ②採点平均値を用いて演武者の順位を確定し、これを採点順位とする。
- ③5の合否判定に関する表を用いて採点する。

5 合否判定

下記の表に基づき合否を決定する。

	実技試験	加減点値	筆記試験	加減点値
採 点 方 法			90 点以上	1 点加点
	採点平均値より上限、下限の幅が 0.1 以内の点数	なし	80 点台	なし
	採点順位との差が 1 以内			
	採点平均値より上限、下限の幅が 0.1 を超える点数	1 点減点	70 点台	3 点減点
	採点順位との差が 2 又は 3			
	採点順位との差が 4 又は 5	2 点減点		
採点順位との順位差が 6 又は 7	3 点減点			
合 格	実技と筆記の減点値の合計が 4 点以内は合格とする。			
不 合 格	実技と筆記の減点値の合計が 5 点以上は不合格とする。 筆記試験が 70 点未満は不合格とする。			

6 その他

- (1) 更新者は学科講習、実技講習を受講するものとする。
- (2) 主管団体においては、指定形を演武できる選手を 8 名用意する。
- (3) 審査長は別紙の合格者名簿を全空連に提出しなければならない。

G. 全国形審判員講習・審査会要領

1 講習の進め方

(1) 学科講習

- ① 「空手競技規程（形競技）」及び「形審判の見方（判定基準）」の解説
- ② 形審判員の心構え

(2) 実技講習

ア 第 1 指定形 8 つにつき個々の演武者の演武に対し、講師より評価点を示し、基準点のあり方について適正な指導をする。

- ① 講師、受講生は評価の基準点を 6 点（最低 5 点から最高 7 点）とし、0.05 きざみで演武者の形を評価する。
- ② 講師より、技の細部にわたり、形のポイント、減点・加点箇所を指摘する。
空手道教範、指定形 DVD、空手競技規程（形競技）、形審判の見方（判定基準）の基本的事項等に基づく。
- ③ 一人の形演武終了ごとに審査員同士で点数を整理する。
- ④ 受講生に点数を聞く。
- ⑤ 講師で整理した評価点を告げる。その際、留意点も告げる。
- ⑥ 講師の評価点による演武者の順位を告げる。

イ 第1指定形の実技試験終了後、第2指定形8つにつき個々の演武者の演武に対し、講師より評価点を示し、基準点のあり方について適正な指導をする。第2指定形は基準点を7点（最低6点から最高8点）とし、以下第1指定形と同じ講習をする。

2 試験方法

(1) 筆記試験

全空連作成の全国形審判員用試験(50問)を50分で実施する。

(2) 実技試験

ア. 評価実技試験

①第1指定形8つの講習後、受審者は各演武者が演武する実技講習と違う第1指定形8つを点数（6点を基準点）で評価し、順位を付ける。

②第2指定形8つについての講習後、受審者は各演武者が演武する実技講習と違う第2指定形8つを点数（7点を基準点）で評価し、順位を付ける。

イ. 形実技試験

①全空連が指定する形を演舞する。

3 試験の採点方法

(1) 筆記試験

全空連作成の地区形審判員試験（100点満点）を採点する。

(2) 実技試験

ア. 評価実技試験

①審査員5名の各演武者に対する評価点の平均値を求め、これを「採点平均値」とする。

②採点平均値を用いて演武者の順位を確定し、これを「採点順位」とする。

③4の合否判定に関する表を用いて採点する。

イ. 形実技試験

①全国形審判員指定形審査判定基準に基づき、段審査要領に準じて審査員が評価し、7点以上を合格とする。

4 判定基準

下記の表に基づき合否を決定する。

(1) 筆記試験、実技試験の両方が合格基準に達した場合に「合格」とする。

(2) 筆記試験が70点未満の場合は「不合格」とする。

(3) 評価実技試験において、第1指定形(筆記試験を含む)、第2指定形のどちらか一方が合格基準に達しない場合、または形実技試験において合格基準に達していない場合は「保留」とし、次年度に限り不合格の実技試験を受審することができ

る。

[形実技試験の合格基準]

合格	7 点以上
不合格	6 点以下

[第 1 指定形の合格基準]

	実技試験	加減点値	筆記試験	加減点値
採点方法			90 点以上	加点 1
	採点平均値より上限、下限の幅が 0.1 以内の点数	なし	80 点台	なし
	採点順位との差が 1 以内			
	採点平均値より上限、下限の幅が 0.1 を超える点数	減点 1	70 点台	3 点減点
	採点順位との差が 2 又は 3			
	採点順位との差が 4 又は 5	減点 2	/	/
採点順位との順位差が 6 又は 7	減点 3			
合格	実技と筆記の減点の合計が 3 以内は合格とする。			
不合格	実技と筆記の減点の合計が 4 以上は不合格とする。 筆記試験が 70 点未満は不合格とする。			

[第 2 指定形の合格基準]

	実技試験	減点値
採点方法	採点平均値より上限、下限の幅が 0.1 以内の点数	なし
	採点順位との差が 2 以内	
	採点平均値より上限、下限の幅が 0.1 を超える点数	減点 1
	採点順位との差が 3 又は 4	
	採点順位との差が 5 又は 6	減点 2
	採点順位との差が 7	減点 3
合格	実技の減点の合計が 3 点以内は合格とする。	
不合格	実技の減点の合計が 4 点以上は不合格とする。	

5 その他

- (1) 審査長は判定会議が終了後、速やかに合格者名簿を全空連に提出する。
- (2) 更新者は学科講習、実技講習を受講するものとする。

14 公認スポーツ指導者規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認スポーツ指導者規程

この規程は、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度並びに公益財団法人全日本空手道連盟中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

(種別)

第1条 公認スポーツ指導者の種別は次のとおりとする。

- (1) 公認空手道上級コーチ（以下「上級コーチ」という。）
- (2) 公認空手道コーチ（以下「コーチ」という。）
- (3) 公認空手道上級指導員（以下「上級指導員」という。）
- (4) 公認空手道指導員（以下「指導員」という。）

(資格基準)

第2条 公認スポーツ指導者は、別表に掲げる資格基準に基づく。

(資格の取得基準)

第3条 公認スポーツ指導者の資格を取得するためには、本連盟の会員登録者で、別表に掲げる資格基準の要件を満たすものでなければならない。

(資格の取得方法)

第4条 公認スポーツ指導者の資格を取得するためには、上級コーチ及びコーチについては、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）が実施する共通科目、本連盟が実施する専門科目養成講習会を、上級指導員及び指導員については、各都道府県体育協会または通信教育（NHK学園）による共通科目、各都道府県空手道連盟が実施する専門科目養成講習会を受講し、検定・審査に合格しなければならない。

(検定・審査)

第5条 講習に基づく検定・審査は、日体協が実施する筆記試験による共通科目と、本連盟が実施する技能検定を主体に筆記試験等を加えた総合判定による専門科目により実施する。

(検定員)

第6条 検定員は、日体協及び本連盟が認定した者とする。

(認定及び登録)

- 第7条 共通科目及び専門科目の検定に合格した者に「合格証」を発行する。
2. その後、指導者登録を完了した者に、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者と認め、「認定証」及び「登録証」を交付する。

(資格の有効期限)

- 第8条 公認スポーツ指導者の、資格の有効期限は4年間とし4年毎に更新する。

(資格の更新)

- 第9条 本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヶ月前までに本連盟の定める更新のための義務講習を受けなければならない。

(更新義務講習会の実施)

- 第10条 公認スポーツ指導者の更新義務講習会は、毎年1回実施することを原則とし、日時・場所・その他必要事項については、本連盟及び地区協議会より通知する。

(受講料及び登録料)

- 第11条 養成講習会を受講する者は日体協に、更新義務講習会を受講する者は本連盟に、それぞれ受講申込時に受講料を納入しなければならない。
2. 養成講習会の合格者及び本資格を更新しようとする者は、日体協に登録料を納入しなければならない。

(規程の改正)

- 第12条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日より施行する。
2. この規程は平成26年12月5日より施行する。

別表 (公認スポーツ指導者 資格取得基準)

種別	資格取得基準			
	公認段位	年齢	空手道歴	受講条件
上級 コーチ	5段 以上	32歳 以上	15年 以上	①空手道コーチとして指導実績があり、国際的レベルの競技者として、また国際的レベルの競技会にコーチ・監督として帯同した相当の経験があり指導者資質があると都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ②全日本空手道連盟が指名した者。(免除条件については別途定める。)
コーチ	4段 以上	28歳 以上	12年 以上	①空手道上級指導員として指導実績があり都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ②資格保有者ではないが国際的レベルの競技者として、また国際的レベルの競技会にコーチ・監督として帯同の経験があり指導者資質があると都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ③全日本空手道連盟が指名した者。(免除条件については別途定める。)
上級 指導員	3段 以上	24歳 以上	7年 以上	①空手道指導員資格保有者で都道府県空手道連盟が認める者。 ②資格保有者ではないが全国レベルの競技者として、また全国レベルの競技会にコーチ・監督として帯同の経験があり指導者資質があると都道府県空手道連盟が認める者。(免除条件については別途定める。)
指導員	2段 以上	20歳 以上	4年 以上	地域の空手道教室等において、個々の年齢・性別などに合わせ実際に空手道を指導し、都道府県空手道連盟が認める者。(免除条件については別途定める。)

- 注) 1)年齢は受講年度の4月1日現在の満年齢をいう。
 2)空手道歴は満15歳より数える。
 3)資格取得後は資格有効期限(4年)以内に1回以上、本連盟が主催する更新義務講習会を受講しなければならない。

15 公認級位規程

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認級位規程

この規程は公認段位規程及び公認少年段位規程に準じて、空手道の基礎的・基本的な技術の修得を奨励するため制定する。

(級位及び付与基準)

第1条 級位は、1級から5級までとする。

2. 加盟団体は、6級以下の級位を定めることができる。

3. 級位は、公認段位規程及び少年段位規程に定める初段の基準に依拠するものとし、空手道の基礎的・基本的な技術を修得したものに与える。

(制度)

第2条 1級から5級の級位は、試験制度とする。

(級位証書)

第3条 級位は、この規程に定める審査を経て、その資格を取得したものに対して、全空連の所定の級位証書を授与する。

(級位審査会の実施)

第4条 級位の審査及び授与は、全空連会長が、加盟団体に委任して行う。ただし、加盟団体は、所属する団体に委任することができる。

2. 級位の審査は、加盟団体において、必要に応じて実施することができる。

3. 前項の審査及び授与は、この規程によるほか、別に定めるところによる。

(協力団体級位の移行)

第5条 第7条に規定する要件を満たし、本連盟規約第5条第2項に定められた協力団体の級位保持者は、本連盟の同級位に移行することができる。

2. 級位への移行を行うとき、第10条第2項に規定する登録料を支払わなければならない。

3. 級位への移行申請は、連盟規約第5条第2項に定められた協力団体が別に定める申請書を用いて、これを行うものとする。

4. 申請書には、連盟が選任した3級資格審査員以上の署名（自署に限る）及び捺印を必要とする。

(審査員)

第6条 級位審査は、加盟団体の選任した3級資格審査員以上1名で審査することができる。実施団体において当該資格審査員がいない場合については、当分の間加盟団体の会長が級位審査員を命ずることができる。

2. 審査員の任期は2年間とする。
3. 加盟団体において審査員の名簿を作成し、管理するものとする。
4. 級位審査員は、全空連資格審査員規程によらず、下記の資格を有する者から選任することができる。ただし、(2)に該当する場合にあっては、2名以上の審査員で審査しなければならない。

(1) 満70歳以上で公認スポーツ指導員有資格者である3級資格審査員以上の経験者。

(2) 公認3段以上で公認スポーツ指導員有資格者である満30歳以上の者。

(受審者の資格基準)

第7条 級位を受審しようとする者は、全空連の登録会員でなければならない。

(受審の申請)

第8条 級位を受審しようとする者は、加盟団体を通じて、所定の申請用紙を提出しなければならない。

2. 前項の申請書の様式は別に定める。

(審査の科目)

第9条 1級から5級までの級位の審査は、別に定める実技について行う。

(審査料及び登録料)

第10条 受審者は、申請時に審査料を納入しなければならない。

2. 合格者は実施団体が指定する期日までに級位登録料(全空連級位登録料を含む。)を納入しなければならない。
3. 前項の金額については、常任理事会で立案し、理事会の承認を得る。

(合格者名簿の作成・管理)

第11条 級位合格者名簿については1級を加盟団体において、その他の級を実施団体において適切に管理するものとする。

(補則)

第12条 本規程に定めるもののほか、級位の審査に関し必要な事項は理事会で定める。

(規程の改正)

第13条 本規程は理事会の議決により変更することができる。

(附則)

1. この規程は平成26年4月1日より施行する。
2. この規程は平成26年12月5日より施行する。
3. この規程は平成28年5月14日より施行する。
4. この規程は平成28年12月9日より施行する。

資料

公認級位審査要綱

	組手	形
5級	約束手れた組手における攻撃（基本又は自由な構えによる） ・ 上段順突き（又は上段逆突き） ・ 中段順突き（又は中段逆突き） ・ 前蹴り これらの攻撃に対する防御、極め技	基本形から1つ選択する。
4級	約束手れた組手における攻撃（基本又は自由な構えによる） ・ 上段順突き（又は上段逆突き） ・ 中段順突き（又は中段逆突き） ・ 前蹴り これらの攻撃に対する防御、極め技	基本形から1つ選択する。
3級	自由組手1回（安全具使用）	基本形又は第1指定形から1つ選択する。
2級	自由組手1回（安全具使用）	基本形又は第1指定形から1つ選択する。
1級	・ 自由組手1回（安全具使用）	基本形又は第1指定形から1つ選択する。

(注) 自由組手は審査員が適切な時間を設ける。